

アクアワールド茨城県大洗水族館 20 周年記念事業「サメ展」業務委託契約書（案）

アクアワールド茨城県大洗水族館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、アクアワールド茨城県大洗水族館 20 周年記念事業「サメ展」業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 委託業務名 アクアワールド茨城県大洗水族館 20 周年記念事業「サメ展」業務委託
- (2) 委託業務の内容 アクアワールド茨城県大洗水族館 20 周年記念事業「サメ展」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 3 年 12 月 7 日まで

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払い）

第 4 条 甲は、委託業務が終了した後に、第 8 条第 4 項の規定による適合の通知をした後、乙からの適正な請求書を受理した日から 30 日以内に同項の規定により確定した委託料を、乙の指定する銀行口座へ振込み支払うものとする。

（再委託の制限）

第 5 条 乙は、委託業務の実施のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（契約保証金）

第 6 条 甲は、乙が納入すべき契約保証金を茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 1 5 号）第 1 3 8 条第 2 項第 6 号により免除する。

（実績報告）

第 7 条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務終了の日から 30 日以内までに、業務完了報告書（様式第 2 号）及び成果品を甲に提出しなければならない。

(検査及び委託料の額の確定)

- 第8条 甲は、前条の規定により業務完了報告書及び成果品の提出があったときは、遅滞なく委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査するものとする。
- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく補正を行い、成果品に補正完了報告書を添えて甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、前項の規定により成果品及び補正完了報告書の提出があった場合について準用する。

(瑕疵担保)

- 第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には検査後1年間はこれを完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

(反社会的勢力に関する表明・保証)

- 第10条 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時および本契約締結後において、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通告・催告その他の手続きを要せずに、直ちに契約を解除することができる。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを一切賠償しない。
- 4 甲及び乙は、契約に係る事業を実施するにあたって、下請け若しくは委託を行う場合、その下請け若しくは委託先業者（下請け若しくは委託先業者が数次にわたる時には、そのすべてを含む。）が反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び下請け若しくは委託先業者の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことをあらかじめ確認する。
- 5 甲及び乙は、下請け若しくは委託先業者が反社会的勢力であること、反社会的勢力の支配・影響を受けていること、及び下請け若しくは委託先業者の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者に該当することが判明した場合には直ちに当該下請け業者若しくは委託先業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置を取らなければならない。
- 6 前項の場合において、甲又は乙は、相手方がその下請け若しくは委託先業者との契約を解除せず、又は解除のための措置を取らない場合には、何らの通告又は催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。
- 7 第3項の規定は、前項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

(委託業務の中止)

- 第 11 条 甲及び乙は、災害その他やむを得ない事由により、本業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲又は乙に提出しなければならない。
- 2 甲又は乙は、前項の文書が提出されたときは、甲乙協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第 4 条、第 7 条並びに第 8 条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

- 第 12 条 乙は、前条第 1 項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、この規定にかかわらず、甲が乙の業務の実施について改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(契約の解除等)

- 第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(損害賠償)

- 第 14 条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(帳簿等)

- 第 15 条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(著作権)

- 第 16 条 乙がこの委託業務により新たに取得した著作権は、甲が無償で承継するものとする。ただし、乙及び第三者が既に著作権を保有している事項はこの限りではない。

(保証等)

- 第 17 条 乙は、甲に対し、前条の規定に係る著作物が第三者の著作権その他の権利を侵害

しないものであることを保証するものとする。

- 2 委託業務を実施する上で発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。
- 3 前条の著作権の処理をめぐって委託期間終了後に第三者との間で紛争が生じた場合は、乙の責任においてこれを処理するものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の順守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(書類等の整備及び保管)

第 20 条 乙は、委託業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に委託業務が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約に関し、甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8252-3
アクアワールド茨城県大洗水族館
館長 藤森 純一

乙

別記（第 16 条関係）

特記事項

1 受託者の責務

委託業務の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めなければならない。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を履行するため個人情報を収集する時は、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行わなければならない。

3 個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止

委託業務を履行するに当たり知り得た情報は、委託業務を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

4 複写又は複製の禁止

委託業務を履行するに当たり、個人情報が記載された帳票がある場合には、複写又は複製してはならない。

5 個人情報についての事故報告

個人情報についての外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

業務完了報告書

令和 年 月 日

アクアワールド茨城県大洗水族館 館長 殿

(受託者)

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

印

下記のとおり、アクアワールド茨城県大洗水族館 20 周年記念事業業務委託が完了しましたので報告します。

記

1 精算書

区分	金額
契約額 a	円
年間所要額 b	円
契約残高 $b - a$	円

2 業務内容（実績）

年月	業務内容	経費（円）	備考
	合計	円	